

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。
本年度も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張ってお参ります。
ご愛顧の程よろしくお願いたします。



ちょうど1年前のこの紙面において、「“夢”を実現させるための法則」をご紹介させていただきましたが、覚えていらっしゃるでしょうか？

「1年の計は元旦にあり」

この言葉とともに、夢や目標の実現のためには、その夢や目標を明確化し、その目標であるゴールから逆算で考える思考力とその達成に至るまでの計画の細分化が重要であるのではないかとご紹介いたしました。このような考え方にも賛否両論はあるかと思いますが、これまでの1年間は皆様にとって成果のある1年となりましたでしょうか。

平成19年が皆様にとって、より実りある1年となりますことを祈念しております。

人生とはタクシーに乗っているようなものだ。
走ろうが止まろうが
メーターは上がりつづける。

(ジョン・C・マクスウェル)



CONTENTS

新年あけましておめでとう
ございます・・・P.1
保証不要融資拡大の方向へ
～四半期決算が条件～・・・P.1
平成19年度税制改正
大綱が決定・・・P.2
役員報酬は「役員給与」に・・・P.3
源泉所得税額表が
変わります・・・P.4
職場のトラブルQ&A・・・P.4
時間を創り出す3つの秘策・・・P.5
投資信託最新情報
～投信ブームを支えるBRICs投資・・・P.6
確定申告のお知らせ・・・P.7
1月度の税務スケジュール・・・P.7
今月の名言録・・・P.8
無料相談会実施中！・・・P.8

保証不要融資拡大の方向へ ～ 四半期決算が条件 ～

経済産業省は中小企業金融公庫を通じて、財務諸表を四半期ごとに報告することなどを条件に、経営者本人の保証を不要とする融資制度を今春にも導入する方針のようです。

中小企業向けの融資では経営者本人の保証を求めることがほとんどで、事業に失敗すると私財が没収され生活破綻を招き、米国などと比較して再起が難しく、起業が少ない原因の一つとも言われています。この融資制度の普及によって、中小企業の経営の透明性を高めつつ、再挑戦が容易な環境を整備するのが狙いです。

金利については、基準の貸出金利に対して、貸倒れリスク分にあたる0.2～0.3%を上乗せすることにはなりません。

新型融資の最大の特徴は、融資を希望する中小企業に3ヶ月ごとに財務諸表の報告を義務付ける点です。中小企業は法律上、財務諸表を年1回作成すればよいのですが、上場企業並みの四半期決算を整備すれば、財務の透明性が向上し、他の金融機関からも、より有利な条件で資金を借入やすくなる効果も期待されています。

業績が悪化した場合には、中小公庫による経営改善指導を受けることが求められ、また、安易な資金の流用を防止するため、他企業への貸付などを禁止し、こうした条件が守られなければ、経営者本人への保証債務が発生する仕組みとなるようです。(日経新聞抜粋)



平成19年度税制改正大綱が決定

与党(自民党、公明党)が平成19年度税制改正大綱を決定しました。

見送りかとも言われていた証券優遇税制(上場株式の譲渡益と配当に対する軽減税率)については、1年延長した上で廃止することが明記されました。

また、企業関連税制においては、減価償却制度の残存価額および償却可能限度額の撤廃、中小企業を留保金課税の対象から除外する改正のほか、「特殊同族会社の役員給与の損金不算入」制度について適用除外となる基準所得を現行の800万円から1600万円に引き上げることも盛り込まれています(平成19年4月1日以後に開始する事業年度から)。

また、中小企業の事業承継税制やエンジェル税制、個人の住宅税制(バリアフリー税制)などにも減税項目が並んでおり、徐々に減税色の強い税制改正になりそうです。

その中で、もっとも大きな改正と言われているのが、40年振りとも言われている減価償却制度の見直しです。その目的は企業の国際競争力強化で、有形固定資産の償却可能限度額を95%から100%へ変更、また一部ハイテク機械について法定耐用年数を短縮することが盛り込まれています。

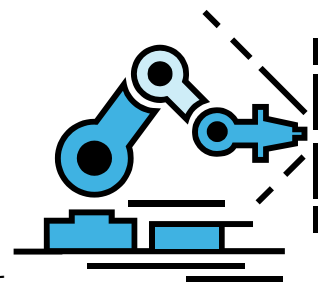
具体的には、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、残存価額(取得費等の10%)、および償却限度額(同5%)が廃止され、1円(備忘価額)まで償却できるようになります。

これにより、定額法の場合に年ごとに損金算入できる減価償却費の額は、 $[\text{取得価額}] \div [\text{法定耐用年数}]$ で単純計算できるようになります。

また、定率法の場合は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍とした250倍定率法が導入されます。さらに、この場合には、定率法で計算された減価償却費の額が定額法で計算した減価償却費の額を下回った時点で定額法に切り替えて減価償却費を計算することとされています。

なお、平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産についても、償却限度額まで償却した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却ができるようになり、既存資産も100%償却が可能となります。

ただし、地方税である固定資産税の評価については、従来通りの評価方法により計算されるとのことなので注意が必要です。



One Point

売上・経費の計上時期について

未完成だった住宅の売上を前倒して決算に繰り入れていた、ミサワホーム九州の粉飾決算問題が取りざたされています。

このように、売上や費用を本来計上すべき事業年度よりも前倒し、または繰延べして別の事業年度に計上することを「期ズレ」(期間差異)といい、税務調査で良くチェックされる事項です。期ズレは意図的に悪用されることもありますが、単純な判断ミスや知識不足で発生することも多いので注意が必要です。



期ズレが見つかったら修正申告や更正が必要になり、余計な税金を支払う羽目になりかねません。

特に注意しなければならないのが「代金の前払い(前受け)」や「事業年度をまたいだ取引」で、以下のようなケースです。

- ◎前払いで商品を購入(販売)したが納品日は翌事業年度だった
- ◎家賃や設備等の保守費用などの月額費用について、翌事業年度分をまとめて支払った(受け取った)
- ◎翌事業年度に完成する工事等に係る費用(外注費など)を支払った

■売上の計上

原則として、商品やサービスの「引渡しの日」や「役務(サービス)の提供の完了した日」に売上を計上します。難しいのは「引渡し」の基準ですが、税法では「出荷基準」「検収基準」「使用収益開始基準」「検針基準」の4基準があり、毎期継続して運用されていればどの基準でも構いません。

■経費の計上

基本は売上と同じで、商品やサービスの提供を受けた日に経費を計上します。従って、年度末までに届いていない商品や翌期分の費用を前払いしても当期の費用にはなりません。例外は売上に対応する費用(外注費など)で、これは対応する売上の計上日に経費を計上することになります(仕入は棚卸しで経費化されます)。また、償却費など会計上のみで発生する費用も別です。

役員報酬は「役員給与」に

平成18年5月施行の「会社法」のルールに合わせて、法人税制でも、役員の業務の執行の対価について、「役員報酬と賞与」の区分が廃止され、呼称が「役員給与」に変更されています。



<包括的損金算入制度から限定列举型の損金算入制度へ>

改正前の規定では

- ① 役員賞与
- ② 不相当に高額な部分の役員報酬
- ③ 隠ぺい・仮想経理により支給する報酬

が損金不算入となっていました。上記①②③に規定されている以外のもの(その他の一般的な報酬)が原則として損金算入になるという、いわば「包括的損金算入制度」となっていました。

今回の改正後の規定では

- | | | |
|--|---|------|
| <ol style="list-style-type: none">Ⓐ 定期同額給与Ⓑ 事前確定届出給与Ⓒ 利益連動給与 | } | 下記参照 |
|--|---|------|

といった法律で定められている給与以外が損金不算入になる「限定列举型の損金算入制度」に変更されています。

Ⓐ定期同額給与

支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとで、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与(→改正前の役員報酬に相当します)

また、支給額の改定には税務上特別の手続きは必要ではないのですが、変更の時期には注意が必要です。

具体的には、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに改定がされなければなりません。

Ⓑ事前確定届出給与

役員職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定め(その支給額等の定めについて事前に所轄税務署長に届け出ているものに限ります)に基づいて支給する給与

(→事実上、改正前の役員賞与として損金不算入であった部分に相当する部分を含みます)

事前の届出については原則として、次に掲げる日のうちいずれか早い方の日までとなっています

- ①その役員職務の執行の開始の日
- ②会計期間(事業年度)開始の日から3ヵ月

Ⓒ利益連動給与

利益に関する指標を基礎として算定されるもののうち、一定の要件を満たすもの

(→改正前は利益処分役員賞与として損金不算入となっていたものに相当します)

<役員範囲>

今回の改正で、役員給与の支給対象となる「役員範囲」に新たに「会計参与」が含まれることとなりました。

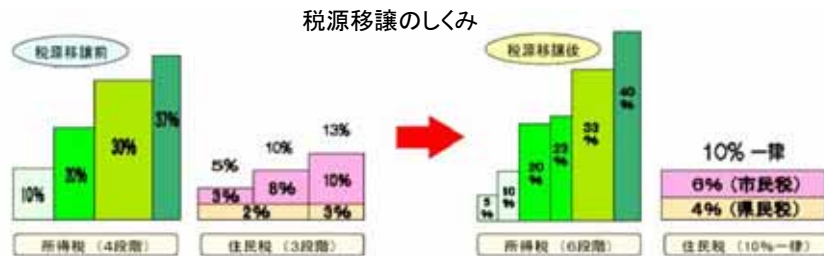
その範囲は下記に掲げるものとなります。

1. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
2. 1以外のもので次のいずれかに該当するもの
 - ①法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有するものに限ります)以外の者で、その法人の経営に従事している者
(例・・・取締役、理事となっていない総裁、会長、理事長、組合長など)
 - ②同族会社の使用人のうち一定要件を満たす者で、その法人の経営に従事している者

源泉所得税額表が変わります

No.17でも紹介しましたが、平成19年1月支払い分より給与所得の源泉徴収税額表が変わります。変更理由としては、

- ①平成19年分の所得税から定率減税が廃止されるため
- ②地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金の移し替えがあります。したがって、移し替えに伴う所得税と住民税の合計負担額が変わることは基本的にないとされています。

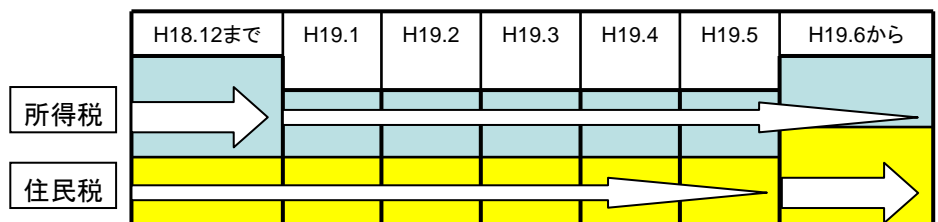


これに伴う実務への影響につきましては、ほとんどの給与所得者の所得税が平成19年1月より減り、住民税が平成19年6月より増えることとなります。住民税は前年の所得に対して計算され、当年の6月から変更になりますので、平成19年1月から平成19年5月までは、所得税は平成19年分として計算され、住民税は平成18年として計算されるため、結果として一時的に手取額が増加したように感じられるでしょう。

例えば、月給(課税支給額)30万円の方については、約5,500円の手取額の増加になります。

特に住民税が普通徴収(個人払い)の場合は、給与手取額のみを見ると恒常的に手取額が増加し、住民税が跳ね上がったように感じるため、社員に対する事前のアナウンスが重要になるでしょう。

税源移譲に伴う給与所得者の負担額



職場のトラブルQ&A

～自発的な残業に対する賃金～

【Q】社員が自発的に残業や休日出勤を行った場合、労働時間として取り扱い割増賃金を支払わなければならないのでしょうか？

【A】会社が、自発的な残業をしていることを知りながら、それを中止させずに放置していた場合には、残業手当の支払義務が生じます。

会社が、このような自発的な残業を、残業として認めたくない場合は、直ちにその残業を中止させる措置を講じる必要があります。例えば、

- ・自発的な残業を発見した時は注意し、中止させる。
- ・就業規則(賃金規程)に「残業手当・休業手当などの割増賃金は、業務の遂行上必要やむを得ない場合で、上司の指示、または承認を受けて行った労働に限り支払う。」というような規程を設け、残業等を承認制にする。

などが挙げられます。

自発的な残業が労働時間に当たらないケースとしては、会社が社員の残業について厳密に管理している場合が考えられます。



具体的には、

- ・業務の進捗状況により残業が必要な場合はその都度指示を出していること。
- ・残業が必要ない場合には労働者に帰宅を命じていること。

このような措置をしているにもかかわらず労働者がそれを聞き入れず残業しているような場合は労働時間として取り扱わなくてもよいと考えられます。

しかし、会社が従業員の自発的な残業の事実を知らなかった場合であっても、黙示の業務命令があるようなケースでは労働時間とみなされますので、充分注意してください。

時間を創り出す3つの秘策



年の初めにあたり、今年目標を立てている方も多いと思いますが、正月休みが終わればノルマなど仕事に追われる生活が始まり、気がつけば目の前に宿題の山が・・・

すべての人に平等に24時間があるはずなのですが、その24時間の使い方でずいぶん1週間、1ヶ月、いや人生の中身が変わってくると思ったら過言でしょうか？

いろいろな方が、「時間術」と称して実践していることを紹介されていますが今回はシンプルに3つにまとめてみました。

1 朝型に切り替える(物理的な活動時間を増やす)

夜型人間や、朝起きるのがつらい低血圧の人には反発されるかもしれませんが、朝は皆さん密度の濃い時間をすごされているはず。朝は、分単位で行動していませんか？(テレビ画面に時刻表示があるのも朝だけ)

そのリズムで、いつもよりも1時間早く行動を開始すれば、普段の1.5倍以上の課題をこなせるのではないのでしょうか。

2 行動を改善する(無駄な時間をなくして限られた時間を有効活用する)

●自分と約束する

当たり前といえばそうですが、できる範囲で「継続すること」を大切にしてみてください。

●態度で時間を創る

日頃の態度で、社内、社外で良好なコミュニケーションが築ければ「仕事を断ったり頼んだり」して新たな時間が生じるのではないのでしょうか。

●ながら術を活用する

通勤+自己研鑽 食事+ニュース 移動+仕事 トイレ+発想

3 他人の時間を使う(自分の仕事を他人に任せて、他人の時間を我がモノとする)

非常に「自分勝手な」印象を受ける方もいらっしゃるかもしれませんが、限られた時間で複数の仕事を同時進行していることが普通だと思いますので「他人時間」を上手に使いましょう。

人によっては「説明が面倒」「自分でやったほうが正確で安心」と考えるかもしれませんが、仕事によっては、初回の手間がかかるロスが2回以降で「前回のよう」の一言でペイできてしまうのではないのでしょうか。

もちろん、ギブアンドテイクの姿勢が大切なのはいうまでもありません。

* 実はこの原稿も、出勤前に書いています



頭の体操

1、2、3、4、5、6、・・・という数字は、次の規則で必ず1にすることができます。

規則 I その数が奇数ならば、1を足す。
規則 II その数が偶数ならば、2で割る。

例えば、7という数は、

① ② ③ ④
7 ⇒ 8 ⇒ 4 ⇒ 2 ⇒ 1

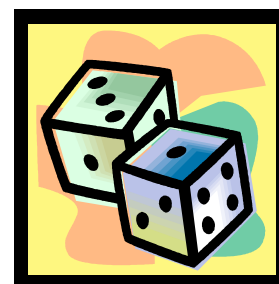
と4回で1になります。

【1】17は何回で1になりますか。

【2】5回で1になる数をすべて求めなさい。

【3】ある数は、8回で1になります。8回のうち1回は規則 I を、残りは規則 II を使います。ところが、規則 I で1を足すところを、まちがえて1を引いてしまったため、規則 II が1回減り、全部で7回で1になりました。ある数を求めなさい。

※ 回答はP. 7の下部にあります (日能研HPより抜粋)



投資信託最新情報 ～投信ブームを支えるBRICs投資

BRICs向けの投資信託が人気を集めています。個人マネーが投資信託に向かい、投信経由で海外株式投資の増加を促しています。対外株式投資の先別にみると、米国向けに次いでBRICs向けが多く、増加のペースでは欧州向けを抜く勢いとなっています。

財務省「国際収支統計」によると、対外株式投資のうち、BRICsの4カ国に対する投資は過去1年間累計(05年5月～06年5月)で6,984億円と急成長し、今のペースはEU向けの5,076億円を抜き、首位の米国向け11,224億円に次いで二番目の勢力となっています。最近の傾向として特筆すべきは、BRICs諸国に留まらずオーストラリア、南アフリカ向け投資の拡大です。巷では「BRICs」というテーマだけに注目しがちですが、海外投資がオーストラリア・南アフリカにまで広がっているところをみると、対外株式投資の活発化は「資源国投資」ともオーバーラップしています。

◆ BRICs諸国、GDPは2040年前後にG7を上回る規模へ

IMF(International Monetary Fund: 国際通貨基金)による予想経済成長率を見ると、実質GDPでブラジルが3.5%、ロシアが5.7%、とインドが7.3%前後、中国が9.6%と、2006年も引き続き、日米欧の先進国より高い成長が見込まれています。また、経済成長を押し上げる「労働人口の増加」と「生産性の向上(資本蓄積+技術革新)」などを基にした長期予想でも、高い成長が見込まれており、各シンクタンクの予想を平均すると概ね以下ようになります。

- ・ **BRICs:** 現在世界人口の約42%を占めるBRICsは、生産性の向上によって2040年前後にGDP規模でG7(米、日、独、英、仏、伊、加)を上回る
- ・ **中国:** BRICsの中でトップを走る中国は、教育・インフラ整備で一人当たりの生産性の向上を図り、2010年代半ばに日本、2040年前後に米国を抜いて世界一へ躍り出る
- ・ **インド:** BRICsの中で唯一、2050年まで人口増が見込めるインドは、2030年代前半に日本を抜いて、世界第3位の経済大国へ
- ・ **ブラジルとロシア:** 2050年頃には日本と肩を並べるレベルにまで拡大

労働人口の減少が予想される日本(予想経済成長率は年平均1%前後)とは対比的に、中長期的には中国を中心としたBRICsが世界経済における重要な核となることは間違いないと言えます。



◆ BRICs関連ファンドの過去1年間のパフォーマンス

BRICs関連は総じて好成績のものが目立っていますが、残高の高いものを中心に列挙すると以下のとおりです。

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (12/26)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
JPモルガン BRICs5	JPモルガン・ アセット・マネ	2005年 12. 28	14,729円	13. 8	26. 1	—	1,179億円
シュローダー BRICs株式	シュローダー 投信投資顧問	2006年 1. 31	11,840円	11. 3	27. 4	—	122億円
HSBC/BRICs オープン	HSBC	2005年 9. 30	14,862円	7. 9	17. 3	35. 2	839億円
HSBCブラジル オープン	HSBC	2006年 3. 31	11,538円	13. 4	32. 0	—	463億円
HSBCチャイナ オープン	HSBC	2002年 1. 31	32338円	17. 3	32. 7	56. 4	714億円
HSBCインド オープン	HSBC	2004年 11. 30	23681円	21. 1	32. 9	45. 7	1,271億円

確定申告のお知らせ

平成18年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備ください。

＜確定申告が必要な方＞

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)



＜確定申告をすると税金がもどる方＞

- ① 病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受ける事ができます。
⇒病院や薬局の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付と病院名と交通費を記入したメモ等をご用意ください。
- ② 災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合や、それによってやむをえない支出をした場合は、雑損控除を受けることができます。
⇒盗難の場合はその事実が分かる書類(被害届等)、災害にあわけて支払いをした方は領収証をご用意ください。
- ③ 18年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、18年度中に居住した方が、新築、購入または増改築するために借入を行った場合は、住宅取得金控除が受けることができます。(2年目からは、年末調整できます)
⇒必要書類・・・建築請負契約書(又は売買契約書)、領収書、借入金の残高証明書(専用書式)
住民票、土地建物の登記簿謄本
⇒最近低利の住宅ローンへの借換が増えていますが、要件に当てはまらないと住宅所得控除を受けられなくなりますのでご注意ください。



＜平成18年の改正事項＞

- ① 定率減税が10% (最高12万5千円)になりました。
- ② 住宅耐震改修特別控除ができ、工事額の10%(最高20万円)が控除できます。
⇒地方公共団体の長が発行する「住宅耐震改修証明書」などが必要です。

1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 1月10日(水) 年2回納付の特例適用者は平成18年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期特例届出書提出者は1月22日までに納付
11月決算法人の確定申告	申 告 期 限 平成19年1月31日(水)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 平成19年1月30日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 平成19年1月31日(水)
5月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 平成19年1月31日(水)
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 平成19年1月31日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 平成19年1月31日(水)
法定調書合計書の提出	提 出 期 限 平成19年1月31日(水)
給与支払報告書の提出	提 出 期 限 平成19年1月31日(水)
固定資産税の償却資産に関する申告	申 告 期 限 平成19年1月31日(水)
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	納 期 限 1月中で市町村の条例で定める日

「頭の体操」の解答 【1】 9回 【2】 5、12、14、15、32 【3】96

今月の名言録

お得意先はわが親戚

結婚シーズンともなれば、かわいいわが娘を嫁がせなければならない親ごさんも少なくないことでしょう。とにかくすやかに、幸せに育ててほしいと念じつつ、一心に手塩にかけてきたわが娘、その娘が立派に成人していき新しく自立の道への第一歩を踏み出す。そんな娘を眺めるとき、両親の胸のうちには、娘を手離す淋しさ、末永い幸せを祈る気持ち、縁あって新しい親戚を得た喜びなど、万感迫る思いとでもいったものが去来しているにちがいありません。

そして、嫁がせたあとは、こんどはその嫁ぎ先のこといろいろと気になります。“婚家のご家族に気に入られているだろうか”、“元気に励んでいるだろうか”、といったことがいついつまでも案じられる。それが世の親の常というものでしょう。

私どもの商売についても、これと同じことが言えるのではないのでしょうか。つまり、私どもが日々扱っている商品は、言うなれば永く手塩にかけたわが娘のようなものと、考えられます。だから、商品をお客様にお買い頂くということは、自分の娘を嫁にやるのと同じことで、そのお得意先と自分の店とは、新しく親戚になったことになる。かわいい娘の嫁ぎ先がお得意さまであるということになると思うのです。



そう考えますと、そのお得意先のこと、またお納めした商品の具合などが、おのずと気にかかってくるのではないのでしょうか。“ご家族の方が気に入って使って下さっておられるだろうか”とか“故障していないだろうか”とか、さらには“近くまで来たついでに、ちょっとお寄りして様子をうかがってみよう”、というように、自分の娘の嫁ぎ先に対する同じような感情が、自然に湧き出てくると言えましょう。そういう思いで日々商売に取り組んでいくなれば、お客さまとのつながりにも、単なる商売を越えた、より深い信頼関係というものが生まれてきます。そうなればお客さまにも喜ばれ、ひいてはそれがお店の繁栄にもつながってくると思うのです。

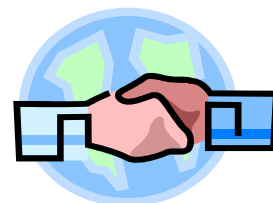
お互い、商品を自分の娘と考え、そこからお得意先をわが親戚、身内と感ずるまでの思いに立って、毎日の商売を営んでいるかどうか、改めて考え直してみたいものです。

「商売心得帖」(松下幸之助著、PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052-331-0135

052-331-0145

FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

